

担 当	独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 部 長 金谷 雅也 調査役 北村 牧子 電話 044-431-8658 直通
--------	--

産業保健関係助成金の不正受給事案の公表について

独立行政法人労働者健康安全機構(理事長:有賀徹)では、小規模事業場が産業保健活動を行った場合に、その活動に要した費用の一部を助成する「産業保健関係助成金」を実施していますが、今般、当該助成金のうち、小規模事業場産業医活動助成金(※)を不正受給した事業者が確認されましたので、別表の事業者について支給決定の取消を行いました。事案の概要は下記のとおりです。

なお、産業保健関係助成金の対象となる活動を行っていないにもかかわらず、虚偽の申請等により助成金を不正受給している疑いがある事案等について情報をお持ちの方は、以下の受付窓口までご連絡いただけますようお願いいたします。

【受付窓口】

独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話:044-431-8661(担当:西岡、北村)
メール:sanpo@honbu.johas.go.jp

【連絡いただきたい情報】

- ①申請事業主の皆様:
申請内容に誤りがあった場合、受給した助成金の返還を希望する場合
- ②従業員、産業医、保健師の皆様:
不正受給に関する情報を把握されている場合

記

別表の事業者は、いずれも申請書類に記載のある保健師による産業保健活動を実施していないにもかかわらず、実施したとする申請書類等を提出し、助成金を不正に受給したものの。今後、助成金の返還請求を行うとともに、刑事告訴も含めて厳正に対処することとしている。

※小規模事業場産業医活動助成金

産業医の要件を備えた医師又は保健師もしくは法人と契約し、労働者に対する保健指導などの産業保健活動を実施した小規模事業場に対し、6ヶ月ごとに10万円を上限として助成するもの。ただし、1事業場あたり将来にわたり2回に限って助成される。

別表は、公表期間が終了したため削除した。(令和5年3月1日)